

西宮市自転車等駐車場における使用の一時休止の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 西宮市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和58年西宮市条例第41号。）第5条第1項の規定により使用の許可（定期使用の許可に限る。）を受けた者（以下、「定期使用者」という。）が、自転車等駐車場（以下、「駐車場」という。）の使用を一時休止する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(一時休止の申請)

第2条 定期使用者は駐車場の使用を一時休止しようとするときは、一時休止しようとする月の初日から末日までの期間を単位として一時休止の申請をすることができる。

(申請の方法及び期限)

第3条 前条の申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、一時休止しようとする月の前月末日までに自転車等駐車場使用一時休止申請書によって、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(申請に対する不許可及び許可の取消しについて)

第4条 市長は、前条の規定により一時休止の申請があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き許可するものとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 申請者の使用する自転車等が駐車場に駐車されているとき。
- (2) 当該申請が連続する2月の一時休止となるものであるとき。
- (3) 当該申請があった日の属する年度において、一時休止の月数が通算すると3月を超えることとなるとき。

2 市長は、前条の規定により一時休止の申請を認めた場合であっても、当該申請に虚偽又は不正があったときは、当該一時休止の許可を取り消すことができる。

(前納された使用料の取扱い)

第5条 第2条の申請による一時休止が許可された場合、当該月に対して前納された使用料は、翌月以降分の使用料に充当する。ただし、申請者からの申出があれば申請者に還付する。

(使用一時休止期間の管理)

第6条 第2条に規定する申請による一時休止を許可された駐車場が、機械式設備を用いて自転車等の入出庫を管理するものである場合、市長は、一時休止する月の駐車場の利用に係る定期カードの機能を制限することができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。